



様式第16号(第12条関係)

令和5年 4月27日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者 団体又は法人の所在地 三豊市山本町辻333番地 1
団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 白川 良三
電話番号 0875-63-1501

地域内分権推進交付金実績報告書

令和4年 4月1日付け三政地第2号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,042,586円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

令和4年度事業報告書
(令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1. 事業の成果

(1) 全体評価

今年度も、新型コロナウイルス感染防止対策と事業活動のバランスを取りながら1年間を過ごすこととなった。

幼稚園農園活動などの対外活動は、その時々状況により、三豊市からの感染拡大防止対策期における対策等を遵守しつつ活動内容を調整しながら実施した。そんな中でも、山本町を考える交流会にて、NPO 法人日和と共催で山本まち町マルシェを2回開催するなど、今後につながる地域活動を実施できた。

来年度も、感染予防対策を適切に実施しながら、屋外活動を中心とした事業を展開することとなるだろうが、住民のために「何が出来るのか、何をすればよいのか」を常に問いかけながら、持続可能な活動を目指していきたい。

(2) 重点事業の成果

①自主防災会支援事業

今年度は6月に水防訓練、12月に消火訓練を予定通り実施できた。また、9月に実施した「防災組織と自主防災会との意見交換会」では、三豊市社会福祉協議会の講演「災害ボランティアセンターについて」に続いて、三豊市危機管理課も参加され意見交換を行い、互いに今後の連携を再確認することが出来た。

②魅力あふれる地域づくり事業

屋外活動がメインの事業を中心に実施した。まち町ファームでは、耕作放棄地利用活動として推進隊山本会員による農園活動2年目を実施した。また、地域イベント応援活動では、さつま芋を栽培し、山本まち町マルシェにて焼いもとして販売した。

ただし、予定していた山本どんど焼きの開催は、理事長の入院という緊急事態を受け、残念ながら中止する決断をした。

③魅力発信事業

随時、予定を変更・修正しながら事業を実施した。竹林クラブは、人を呼び込むための活動として整備を進め、タケノコ掘りイベントを5回開催し46名の参加があった。また、やまもとICTサークルでは、夏休みに開催した「ロボットを動かそう！」イベントに加え、山本幼稚園にて先生向けの研修と園児向けのロボット教室を実施することができ、次年度以降の活動につなげることができた。

(3) 移譲業務他

電話での問い合わせや住民からの要望にも適切に対応することができた。また、自治会、地区衛生の事務局としても臨機応変に対応し、全般的には、つつがなく移譲業務を執行できた。

事業報告書（R4 年 4 月～R5 年 3 月）

(1)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）			
事業内容	平成26年より再開された清掃活動を、推進隊山本で支援することになり、清掃道具を購入（推進隊山本で所有・保管）し、活動参加している。草刈りや落ち葉掃き、倒れている竹木除去などの遊歩道整備と併せて、梅林の草刈りを行っている。			
実施日時	7/16 11/19 2/8			
実施場所	天神山遊歩道・梅園			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 45人）			
役務提供者	会員、事務局、（実人数 3人） （※延人数48人）			
決算額	収入額	60,522円	支出額	60,522円
	内訳 受取交付金	60,522円	内訳 消耗品費	49,260円
	受取負担金		食糧費	7,290円
			保険料	3,972円
	（予算額 80,000円）			

(2)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業 （耕作放棄地利用活動「まち町ファーム」）			
事業内容	今年度も、参加者全員で作物を栽培し、できた作物は参加者で配分する農園を年間利用料金 5000 円で開園・募集した。 （1 月末 5000 円×6 名） 6 月 12 日（日）じゃがいも・玉ねぎ収穫祭を 1 日 3 回に分けて開催した。大人 500 円×14 名、子ども 200 円×9 名が参加した。 10 月 16 日（日）さつまいも収穫祭を 1 日 2 回に分けて開催した。大人 14 名子供 8 名が参加した。（500 円×22 名）			
実施日時	4/10草刈り他、5/5マルチ張り他、5/15サツマイモつる挿し他 5/28じゃがいも試し堀り、6/11収穫祭準備他、6/12じゃがいも・玉ねぎ収穫祭、7/10整備他 7/30収穫他 8/21収穫他、9/11植付他 9/25草取り他 10/2そら豆・大根植え 10/16さつまいも収穫祭 11/3マルチ張り 11/19タマネギ苗植え 12/18じゃがいも収穫 1/21玉ねぎ草取り他 2/25じゃがいも種イモ植え 3/19整備種まき			
実施場所	細川農園			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 45人）			
役務提供者	会員、事務局、（実人数 147人） （※延人数 192人）			
決算額	収入額	86,127円	支出額	86,127円
	内訳 受取交付金	21,327円	内訳 消耗品費	36,307円
	受取負担金	64,800円	印刷製本費	19,100円
			食糧費	9,720円
			保険料	1,000円
			地代	20,000円
	（予算額 158,000円）			

(3)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（地域イベント応援活動）		
事業内容	山本町4地区で行われている行事は、どれも地域活性化の重要な役割を担っており、様々な主体が1年を通じて色々な行事を実施している。それらの行事に花を添え、話題作りをし、盛り上げるための活動を実施することで、一層地域を盛り上げたい。冬のイベント用として、河内地区の畑にさつまいも苗を挿した。収穫したさつまいもはまち町マルシェで焼き芋にして販売した。		
実施日時	5/15サツマイモつる挿し 8/27シルクスweet収穫 9/24まちづくり財田にポン菓子視察 11/6まち町マルシェ販売 1/7・12グラントゴルフ大会賞品用さつまいも袋づめ		
実施場所	河内地区の畑		
参加者・受益者	山本町住民他 (延人数 人)		
役務提供者	会員、事務局、 (実人数 28人) (※延人数 28人)		
決算額	収入額	35,493円	支出額 35,493円
	内訳 受取交付金	16,693円	内訳 消耗品費 35,493円
	受取負担金	18,800円	
	(予算額 48,000円)		

(4)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（山本どんど焼きの開催）		
事業内容	昨年住民からの要望を受け復活させたが、本年はやむを得ず中止した。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者			
役務提供者	会員、事務局 (実人数 人) (※延人数 人)		
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 消耗品費 0円
	(予算額 50,000円)		

(5)

事業名	健全育成事業（竹ラボ）		
事業内容	子どもたちに「竹」に興味を持ってもらうことを目的に3月26日開催のまち町マルシェで竹を使った作品の展示を行った。		
実施日時	3月26日（日）		
実施場所	NPO法人日和建物横		
参加者・受益者	山本町民他 (延人数 10人)		
役務提供者	会員、事務局 (実人数 1人) (※延人数 11人)		
決算額	収入額	6,000円	支出額 6,000円
	内訳 受取交付金	6,000円	内訳 消耗品費 6,000円
	(予算額 30,000円)		

(6)

事業名	健全育成事業（山本幼稚園の農園運営協力活動）		
事業内容	令和2年度より開設された山本幼稚園の敷地内の農園の整備、苗植え、収穫等の協力を行った。		
実施日時	4/5打合せ 4/11 農園苗植付け 4/26作物手入れ 6/2作物予防 7/6収穫 9/9整備 9/15種まき他 3/31整備		
実施場所	山本幼稚園の農園		
参加者・受益者	山本幼稚園児（延人数 104人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 28人） （※延人数 132人）		
決算額	収入額	15,147円	支出額 15,147円
	内訳 受取交付金	15,147円	内訳 消耗品費 15,147円
	（予算額 45,000円）		

(7)

事業名	里山整備事業（ぼだい山登山道の整備）		
事業内容	里山整備事業として登山道の整備を、辻地区社会福祉協議会、辻地区有志、まちづくり推進隊会員と共に実施した。		
実施日時	2月12日（日）		
実施場所	ぼだい山登山道		
参加者・受益者	山本町民・登山愛好家（延人数 22人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 2人） （※延人数 24人）		
決算額	収入額	19,078円	支出額 19,078円
	内訳 受取交付金	19,078円	内訳 消耗品費 17,280円
			食糧費 1,798円
	（予算額 26,000円）		

(8)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）		
事業内容	平成25年度からの継続事業であり、登山道の急峻で危険な箇所やすべりやすい箇所にステップや手摺ロープを設置し、草刈りや落葉掻をした。		
実施日時	11月20日（日）		
実施場所	山本町神田地区立石山登山道		
参加者・受益者	山本町民・登山愛好家（延人数 22人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 13人） （※延人数 35人）		
決算額	収入額	33,426円	支出額 33,426円
	内訳 受取交付金	33,426円	内訳 消耗品費 28,038円
			保険料 528円
	（予算額 40,000円）		
			食糧費 4,860円

(9)

事業名	里山整備事業（知行寺山登山道の整備）				
事業内容	手軽に登れる身近な場所の再発見として、知行寺山登山道整備を公民館が企画し、知行寺山を山本町のパワースポットとして活用し、地域住民そして学校行事の一環として教育現場に取り入れて貰うため登山道の整備を行った。学校側登山口から合流点付近まで、道の草刈り、落ち葉や倒木の片付けをし、安全に作業を終えることが出来た。				
実施日時	11月27日（日）				
実施場所	山本町大野地区知行寺山登山道				
参加者・受益者	山本町民・登山愛好家（延人数 7人）				
役務提供者	会員、事務局（実人数 5人） （※延人数 12人）				
決算額	収入額	24,705円	支出額	24,705円	
	内訳 受取交付金	24,705円	内訳 消耗品費	12,970円	
			保険料	288円	
			諸謝金	3,000円	
		（予算額 44,000円）	食糧費	8,447円	

(10)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報）				
事業内容	保育所、幼稚園、小・中学校、山本町公民館、各分館等の山本町内の行事・ごみ収集日など、身近な情報をカレンダーで把握できるようにし、住民に周知することを目的に作成した。				
実施日時	4/22 5/25 6/24 7/25 8/24 9/26 10/25 11/24 12/22 2/21 3/24				
実施場所	事務所、山本支所会議室				
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）				
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 47人） （※延人数 人）				
決算額	収入額	81,840円	支出額	81,840円	
	内訳 受取交付金	81,840円	内訳 消耗品費	81,840円	
		（予算額 84,000円）			

(11)

事業名	広報事業（広報紙の発行）				
事業内容	まちづくり推進隊山本の活動内容・まちづくりの考え方等を町民に周知する目的で第17号、18号を発行した。				
実施日時	5/25、6/24 7/25 12/22 1/11				
実施場所	事務所、山本支所会議室				
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）				
役務提供者	交流部会会員、事務局（実人数 12人） （※延人数 12人）				
決算額	収入額	182,600円	支出額	182,600円	
	内訳 受取交付金	182,600円	内訳 印刷製本費	182,600円	
		（予算額 200,000円）			

(12)

事業名	魅力発信事業（山本町を考える交流会）			
事業内容	山本町の魅力を発信することを目的に、季節に応じた開催場所・内容を選定して交流イベントを企画した。 栗山整備をしたが、生育状況を考慮して栗ひろいイベントは中止とした。瀬戸内シーサイドマルシェを視察し、マルシェ実施検討会を開催。「山本まち町マルシェ」出店者を募集し、11月6日に第1回山本まち町マルシェを開催した。11月26日には「みかんちぎりを体験しよう」を開催した。 3月26日（日）第2回山本まち町マルシェを小雨の中開催した。			
実施日時	4/17シーサイドマルシェ視察 6/21マルシェ主催者と対話会 8/31栗山整備 9/6マルシェ実施検討会 10/20マルシェ打合せ 10/23 マルシェ説明会 11/5マルシェ準備 11/6マルシェ 11/20みかん山草刈り 11/26みかんちぎり体験 3/6マルシェ準備 3/12マルシェ説明会 3/17・25マルシェ準備 3/26第2回マルシェ			
実施場所	浪打八幡宮参道周辺 NPO法人日和 近藤氏所有の栗山 細川さん所有のみかん畑			
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 511人）			
役務提供者	会員、事務局（実人数 119人） （※延人数 630人）			
決算額	収入額	70,314円	支出額	70,314円
	内訳 受取交付金	49,714円	内訳 消耗品費	13,844円
	受取負担金	20,600円	印刷製本費	32,500円
			保険料	13,630円
			食糧費	4,860円
			通信運搬費	480円
		（予算額 80,000円）	諸謝金	5,000円

(13)

事業名	魅力発信事業（山本ICTサークル）			
事業内容	年間を通して、SNS・パソコン・ICTに関わることを学び、利用する。プログラミング教室「ロボットをうごかそう！」を8月に開催した。 10月に、山本幼稚園先生への研修を行い、幼稚園園児対象の教室「ロボットを動かそう！」の開催補助をした。			
実施日時	4/21会合 6/9 会合 8/11プログラミング教室 8/20プログラミング教室研修 10/13幼稚園先生の研修 10/19幼稚園園児ロボットを動かそう			
実施場所	山本支所1階会議室 山本幼稚園			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 60人）			
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 29人） （※延人数 89人）			
決算額	収入額	26,000円	支出額	26,000円
	内訳 受取交付金	24,500円	内訳 印刷製本費	6,200円
	受取負担金	1,500円	消耗品費	19,800円
	（予算額 55,000円）			

(14)

事業名	魅力発信事業（竹林クラブ）	
事業内容	4年目に入るこの活動で整備も整い、好評だった昨年に引き続き、「タケノコ掘りましょう！」を企画した。1日5組定員で、4/9・13・16・23日と5日間にわけて参加者を募集した。大人1000円×37人、子供500円×9人が（5日間合計）参加した。 また、年間通して整備を実施した。	
実施日時	4/7 タケノコ掘り準備 4/9・13・16・20・23 タケノコ掘り 4/28 整備 5/19 整備 5/26広場草取り 6/2広場草取り 6/23 整備 7/28整備 8/25整備 9/8広場草刈り 9/22整備 10/13・27 11/24 12/8整備 2/2・16・3/2 整備	
実施場所	神田地区 岩倉氏所有の竹林	
参加者・受益者	会員、住民（延人数 46人）	
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 120人） （※延人数 166人）	
決算額	収入額	77,674円
	支出額	77,674円
	内訳 受取交付金	36,174円
	内訳 消耗品費	43,721円
	受取負担金	41,500円
	諸謝金	1,000円
	食糧費	10,789円
	保険料	2,664円
	印刷製本費	9,500円
	地代	10,000円
	（予算額 120,000円）	

(15)

事業名	健康推進事業（冬の町民健康づくり活動）	
事業内容	山本町4地区の住民交流を深めるとともに、健康の保持増進を図り、健康寿命を延ばすことを目的とし、寒い時期の健康づくり活動として推進隊山本理事長杯「新春初打ちグランドゴルフ大会」を実施した。1/12・13準備 「立春ペタンク大会」は中止になった。	
実施日時	各年1回	
実施場所	山本町ふれあい公園	
参加者・受益者	山本町民（延人数 45人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 14人） （※延人数 59人）	
決算額	収入額	円
	支出額	円
	内訳	内訳
※別会計として事業を実施		

(16)

事業名	自主防災会支援事業（防災研修会・防災講演会）	
事業内容	今年度は「防災研修会」「防災講演会」はコロナウイルス対策のため中止になった。三豊市社会福祉協議会関課長を迎え、「防災組織と自主防災会との意見交換会」を開催した。	
実施日時	9月5日（月）	
実施場所	山本支所2階会議室	
参加者・受益者	山本町民	
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 15人） （※延人数 人）	
決算額	収入額	44,000円
	支出額	44,000円
	内訳 受取交付金	44,000円
内訳 消耗品費 44,000円		
（予算 62,000円）		

(17)

事業名	危機管理事業 (災害に強いまちづくり「防災訓練」「訓練用資器材貸出」)			
事業内容	各自主防災会に呼び掛けてもらい、水防訓練を実施した。 山本町河川敷運動公園駐車場で、消火訓練を実施した。			
実施日時	6月18日(土) 12月10日(土)			
実施場所	山本町保健センター北側車庫前 山本町河川敷運動公園駐車場			
参加者・受益者	会員、住民 (延人数 89人)			
役務提供者	事務局 (実人数 3人) (※延人数 91人)			
決算額	収入額	69,277円	支出額	69,277円
	内訳 受取交付金	69,277円	内訳 消耗品費	48,466円
			食糧費	12,150円
			保険料	8,661円
		(予算 125,000円)		

(18)

事業名	危機管理事業（応急救護所設置）			
事業内容	イベントや訓練など応急救護所を設置した。 救急箱の補充をした。			
実施日時	4/7・9・13・16・23 6/18・10/16 11/6・26 12/10 1/13 3/26			
実施場所	山本町保健センター北側車庫前 山本町河川敷運動公園駐車場			
参加者・受益者	会員、住民（延人数 人）			
役務提供者	事務局（実人数 12人） （※延人数 12人）			
決算額	収入額	2,648円	支出額	2,648円
	内訳 受取交付金	2,648円	内訳 消耗品費	2,648円
	（予算 30,000円）			

(19)

事業名	会員研修事業（視察研修）			
事業内容	まちづくりに対する知識の習得のため、勉強会（視察研修）を企画していたが、コロナウイルス対策のため中止になった。			
実施日時	年1回及び単発で研修			
実施場所	研修場所			
参加者・受益者	会員、共催団体会員			
役務提供者	事務局 (実人数 12人) (※延人数 12人)			
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 消耗品費	0円
	(予算 150,000円)			

(20)

事業名	人材育成事業（活動参加仕組み作り）		
事業内容	まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りを継続して実施した。今年度より、会員カードの交換率をアップすることになり、昨年度までの会員カードを切上げ精算した。		
実施日時	4月～R5年3月		
実施場所	山本町		
参加者・受益者	会員、住民（延人数 60人）		
役務提供者	事務局（実人数 人） （※延人数 67人）		
決算額	収入額	340,500円	支出額 340,500円
	内訳 受取交付金	340,500円	内訳 諸謝金 340,500円
	（予算 341,000円）		

(21)

事業名	人材育成事業（プチボラ人材派遣活動）		
事業内容	宝山湖公園ウオーキング救護員の派遣を行った。 グランドゴルフ大会の運営係の派遣を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	山本町		
参加者・受益者	会員、住民（延人数 2人）		
役務提供者	事務局（実人数 人） （※延人数 2人）		
決算額	収入額	6,000円	支出額 6,000円
	内訳 受取交付金	6,000円	内訳 諸謝金 6,000円
	（予算 8,000円）		

(22)

事業名	人材育成事業（自主事業発表会の共同開催）		
事業内容	各町の特色を生かし実施している自主事業を発表して、まちづくり会員と会員同士のつながりや、住民のつながりの場所を作るため「自主事業発表会」を開催した。コロナ対策の為人数制限して開催した。		
実施日時	7月30日（土）		
実施場所	マリンウェーブ		
参加者・受益者	会員、住民（延人数 2人）		
役務提供者	事務局（実人数 1人） （※延人数 3人）		
決算額	収入額	8,570円	支出額 8,570円
	内訳 受取交付金	8,570円	内訳 研修費 7,970円
			旅費交通費 600円
	（予算 10,000円）		

(23)

事業名	高齢者サポート事業（元気会送迎支援活動）	
事業内容	今年度は、コロナウイルス対策のため元気会の活動が縮小し、送迎活動が出来なかった。	
実施日時	元気会開催日（各地区月1回）	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	元気会会員	（延人数 人）
役務提供者	事務局	（実人数 人） （※延人数 人）
決算額	収入額	0円
	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円
	内訳 研修費	0円
	（予算	30,000円）

(24)

事業名	高齢者生活サポート事業（出張カフェdeおれんじドア「結」）	
事業内容	おれんじドア「結」を年間通して実施した。 7月・8月予定の出張開催は、コロナウイルス対策のため中止の連絡があった。	
実施日時	4/4・21 5/6・11・18・25 6/1・7・9打合せ 第1回6/15 7/13・8/10・9/13打合せ 第2回9/21 9/26おれんじカフェ交流会 10/12スタッフ会議 10/24打合せ 第3回10/26 11/16スタッフ会議 第4回11/25 12/12スタッフ会議 第5回12/20 1/12スタッフ会議 第6回1/19 2/8スタッフ会議 2/15第5回 3/9スタッフ会議 3/15第8回	
実施場所	山本支所1階会議室・橋本病院・山本町老人ふれあいプラザ	
参加者・受益者	会員、住民	（延人数 97 人）
役務提供者	事務局	（実人数 118人） （※延人数 215人）
決算額	収入額	101,545円
	支出額	101,545円
	内訳 受取交付金	11,845円
	内訳 消耗品費	41,725円
	受取負担金	13,700円
	賄材料費	13,254円
	受託事業収益	76,000円
	通信運搬費	8,580円
	食糧費	2,986円
	（予算	110,000円）
	諸謝金	35,000円

(25)

事業名	健康推進事業（健康寿命の延伸）	
事業内容	4月より健康長寿体操を再開した。毎月第2・第4水曜、講師はワネス総合研究所近井昭博先生にお願いし、年間通して実施した。 （今年度から、参加費各回500円当日集金した。）	
実施日時	4月～R5年3月 第2・第4水曜	
実施場所	山本町農村環境改善センター2階和室	
参加者・受益者	会員、住民	（延人数 146人）
役務提供者	事務局	（実人数 22人） （※延人数 168人）
決算額	収入額	203,768円
	支出額	203,768円
	内訳 受取交付金	130,768円
	内訳 諸謝金	195,500円
	受取負担金	73,000円
	保険料	8,268円
	（予算	214,000円）

(26)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（相続対策セミナー開催事業）		
事業内容	山本町でも相続対策セミナーを開催して欲しいとの住民からの要望を受け、2日間の講座を年間2回開催する。 相続対策まるわかり勉強会として、7月～8月にかけて開催した。 2回目は開催延期となっている。		
実施日時	7月30日 8月6日		
実施場所	山本支所2階大会議室		
参加者・受益者	会員、住民（延人数 25人）		
役務提供者	事務局（実人数 13人） （※延人数38人）		
決算額	収入額	30,480円	支出額 30,480円
	内訳 受取交付金	17,980円	内訳 印刷製本費 9,600円
	受取負担金	12,500円	消耗品費 880円
			諸謝金 20,000円
	（予算100,000円）		

(27) 移譲業務

事業名	公共施設管理		
事業内容	消耗品等の補充、及び農業振興課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。		
実施日時	4月～R5年3月		
実施場所	山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）		
役務提供者	事務局（実人数 2人） （※延人数 人）		
決算額	収入額	128,255円	支出額 128,255円
	内訳 受取交付金	128,255円	内訳 消耗品費 128,255円
	（予算額 150,000円）		修繕費

(28) 移譲業務

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全期間中、山本町内の交差点で交通キャンペーン活動を支援した。		
実施日時	4月8日（金） 9月30日（金）		
実施場所	長瀬橋交差点 山本支所前交差点		
参加者・受益者	山本町住民他（延人数 43人）		
役務提供者	事務局、安全運転管理者協議会、交通指導員、交通安全母の会、高齢者交通指導員、交通安全協会、三豊警察署（実人数 43人） （※延人数 43人）		
決算額	収入額	9,720円	支出額 9,720円
	内訳 受取交付金	9,720円	内訳 食糧費 9,720円
	（予算額 20,000円）		

(29) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局	
事業内容	4/4役員会、三豊市自治会連合会山本支部総会は書面議決を行った。広報「みとよ」等配布手配に関するを行った。(月末前日)	
実施日時	4～R5年3月	
実施場所	—	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 人)	
決算額	収入額	300,000円
	支出額	300,000円
	内訳 受取交付金	300,000円
	内訳 支払助成金	300,000円
	5,000円×60自治会	
	(予算額	300,000円)
	※三豊市自治会連合会山本支部 (別会計) として事業を実施	

(30) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局	
事業内容	4/12役員会、総会は書面議決を行った。ダンボールコンポスト受付配布等を行った。8月8日～12日ゴミ袋、紙ひもを配布した。	
実施日時	4月～R5年3月	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 6人)	
決算額	収入額	一円
	支出額	一円
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部 (別会計) として事業を実施	

(31) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務	
事業内容	グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務等を行った。	
実施日時	4月～R5年3月	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人) (※延人数 6人)	
決算額	収入額	一円
	支出額	一円
	内訳 受取交付金	円
	内訳	円

※延人数の積算 = (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載

総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	令和4年 4月25日 19時～20時15分	出席状況	17人 (委任状43人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 令和3年度事業報告・決算報告について 第3号議案 令和4年度事業計画（案）・収支予算（案）について 第4号議案 各種規程の整備について 第5号議案 役員選任について		

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 4月11日 19時～20時45分	出席状況	理事 8人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和3年度事業報告及び収支決算について 第4号議案 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 第5号議案 役員について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 6月13日 19時～20時	出席状況	理事 8人 (委任状1通) 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和5年度事業計画（案）作成について 第4号議案 まちづくり発表会「お互いのまちづくりを知ろう！」開催について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 8月22日 19時～20時45分	出席状況	理事 9人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 理事長会の報告について 第3号議案 活動結果報告について 第4号議案 第一四半期会計報告について 第5号議案 令和5年度事業計画（案）作成について 第6号議案 まちづくり発表会「お互いのまちづくりを知ろう！」について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和4年 9月27日 19時～20時20分	出席状況	理事 9人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和4年度事業計画/予算（案）変更について 第4号議案 令和5年度事業計画（案）作成について 第5号議案 まちづくり発表会「お互いのまちづくりを知ろう！」ビデオ上映について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和5年 2月24日 19時～20時50分	出席状況	理事 8人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 第3四半期会計報告について 第4号議案 令和4年度事業計画（案）／予算（案）変更について 第5号議案 令和5年度事業計画（案）作成について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和5年 3月13日 19時～20時00分	出席状況	理事 8人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和4年度事業計画（案）／予算（案）変更について 第4号議案 令和5年度事業計画（案）作成について 第5号議案 令和5年度理事会体制について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	令和5年 3月28日 19時～20時00分	出席状況	理事 10人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告について 第3号議案 令和4年度事業計画／予算について 第4号議案 令和5年度事業計画（案）／予算（案）について 第5号議案 令和5年度理事会体制について		

決 算 報 告 書

第 11 期

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
（現金・預金）		前受交付金	957,414
小口 現金	30,000	預り金（源泉所得税）	17,785
普通 預金	1,017,159	流動負債 計	975,199
現金・預金 計	1,047,159	負債合計	975,199
流動資産合計	1,047,159	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
（有形固定資産）		前期繰越正味財産額	465,252
構 築 物	24,693	当期正味財産増減額	85,103
車両運搬具	1	正味財産 計	550,355
機械及び装置	85,920	正味財産合計	550,355
什器 備品	367,781		
有形固定資産 計	478,395		
固定資産合計	478,395		
資産合計	1,525,554	負債及び正味財産合計	1,525,554

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和 5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

1,017,159

現金・預金 計

1,047,159

流動資産合計

1,047,159

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

24,693

車両運搬具

1

機械及び装置

85,920

什器 備品

367,781

有形固定資産 計

478,395

固定資産合計

478,395

資産の部 合計

1,525,554

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

957,414

預り金 (源泉所得税)

17,785

流動負債 計

975,199

負債の部 合計

975,199

正味財産

550,355

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	246,400	
受取交付金	<u>10,042,586</u>	10,288,986

【事業収益】

事業 収益	6,424	
受託事業収益	<u>76,000</u>	82,424

【その他収益】

受取 利息		<u>23</u>
-------	--	-----------

経常収益 計

10,371,433

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	<u>0</u>
------	----------

(その他経費)

諸 謝 金(事業)	606,000
印刷製本費(事業)	259,500
旅費交通費(事業)	600
通信運搬費(事業)	9,060
消耗品 費(事業)	625,674
食 糧 費(事業)	72,620
賄材料費(事業)	13,254
地代 家賃(事業)	30,000
減価償却費(事業)	98,754
保 險 料(事業)	39,011
研 修 費(事業)	7,970
支払助成金	<u>300,000</u>

その他経費計

2,062,443

事業費 計

2,062,443

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,350,518
役員 報酬	624,000
役員謝辞報償費	208,000
法定福利費	968,919
福利厚生費	<u>7,150</u>

人件費計

7,156,587

(その他経費)

印刷製本費	104,836
会 議 費	36,450
旅費交通費	1,680
車両燃料費	18,682
通信運搬費	254,203
消耗品 費	204,126
修 繕 費	59,590
水道光熱費	41,500

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

新聞図書費	300	
減価償却費	75,590	
保 険 料	135,471	
リ ー ス 料	104,975	
租 税 公 賦	12,100	
業務委託料	15,273	
支払手数料	2,620	
その他経費計	1,067,300	
管理費 計	8,223,887	
経常費用 計		10,286,330
当期経常増減額		85,103
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		85,103
当期正味財産増減額		85,103
前期繰越正味財産額		465,252
次期繰越正味財産額		550,355

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	246,400
受取交付金	10,042,586

【事業収益】

事業 収益	6,424
受託事業収益	76,000

【その他収益】

受取 利息	23
-------	----

経常収益 計

10,371,433

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

諸 謝 金(事業)	606,000
印刷製本費(事業)	259,500
旅費交通費(事業)	600
通信運搬費(事業)	9,060
消耗品 費(事業)	625,674
食 糧 費(事業)	72,620
賄材料費(事業)	13,254
地代 家賃(事業)	30,000
減価償却費(事業)	98,754
保 険 料(事業)	39,011
研 修 費(事業)	7,970
支払助成金	300,000

その他経費計

2,062,443

事業費 計

2,062,443

【管理費】

(人件費)

給料 手当	5,350,518
役員 報酬	624,000
役員議事報償費	203,000
法定福利費	968,919
福利厚生費	7,150
人件費計	7,156,587

(その他経費)

印刷製本費	104,830
会 議 費	36,450
旅費交通費	1,680
車両燃料費	18,682
通信運搬費	254,203
消耗品 費	204,126
修 繕 費	59,590
水道光熱費	41,500

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日

新聞図書費	300	
減価償却費	75,590	
保 険 料	135,471	
リース 料	104,976	
租税 公課	12,100	
業務委託料	15,276	
支払手数料	2,520	
その他経費計	1,067,300	
管理費 計		8,223,887
経常費用 計		10,286,330
当期経常増減額		85,103
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		85,103
当期正味財産増減額		85,103
前期繰越正味財産額		465,252
次期繰越正味財産額		550,355

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 白川 良三 様

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

令和5年4月7日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本忠博 

監事 秋山章裕 

これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。
香川県三豊市山本町辻333番地1
特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
理事長 白川 良三



全 役 員 名 簿

（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
副理事長	田淵 暁	三豊市山本町大野2030番地2	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日
副理事長	近藤クミ子	三豊市山本町神田1459番地4	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	原 幸久	三豊市山本町辻3091番地 1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	細川 恵美子	三豊市山本町河内1310番地1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	藤田 雅由	三豊市山本町河内636番地 1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	山地 好信	三豊市山本町大野122番地1	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	岩倉 洋平	三豊市山本町神田2930番地	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
理事	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	なし

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
 - (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 一般会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
- 第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。
(合併)
- 第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

- 第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

- 第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田	等
副理事長	圖子	鎮雄
副理事長	近藤	雅春
理事	岩倉	道夫
同	中西	克人
同	永田	剛之
同	藤原	啓子

同	藤田 穂
同	藤川 香織
同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 白川 良三 ㊞

